

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
平成28年度事業 点検・評価調書

3-4

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	文化財保護法に基づく保存管理
節				
事業(施策)名	4 法令・規則等に基づく文化財保護のための行政措置の徹底		事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～H34		関連団体	県文化行政課、佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、佐渡市社会教育課
事業概要	<p>【事業目的】</p> <p>○ 文化財保護法に基づき、文化財(有形文化財・埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物・重要文化的景観等)の保存管理を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○ 公共事業を中心とした開発行為の把握や関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)との事前協議の徹底を図る。</p>			
事業実績	<p>【事業成果】</p> <p>● 公共事業を中心とした開発行為の把握や関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)との事前協議を行った。</p> <p>● 公共事業を中心とした開発行為の把握のため、関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)へH29年度以降の事業照会を行い、該当する事業がある場合は事前協議を行った。</p>			
今後の取組・課題	<p>【課題】</p> <p>■ 開発行為に係る事業の把握や関係機関との事前協議を引き続き行うとともに、文化財の保存管理に向けて、新たに策定した各文化財の保存管理に係る計画書を周知する必要がある。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>■ 公共事業を中心とした開発行為の把握や関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市開発部局)との事前協議を引き続き行うほか、保存活用計画等の計画書を関係機関に事前周知するとともに、平成29年度にこれらの手続き等の周知のための印刷物を作成する。</p>			
事業評価	<p>【事業の達成度】 [a (b) c]</p> <p>【事業実施の効果】 [a (b) c]</p> <p>【総合評価】 [A (B) C]</p> <p>◇ 保存管理計画をもとに、公共事業の開発行為における関係機関との協議を適切に実施することができたことで、一定の成果が得られた。</p>			

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。